

令和5年8月25日  
自動車交通部

## 貸切バスの運賃・料金が変わります

貸切バス事業においては、近年ドライバーの人手不足が課題となっておりますが、2024年4月から開始されるドライバーの労働規制の強化を目前に控え、さらに深刻化しています。

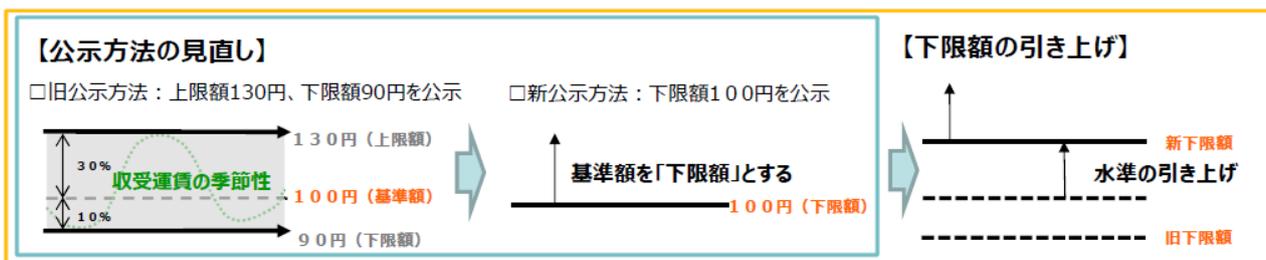
こういった状況への対応や、さらなる安全への取組みを着実に実施できるよう、本日、新たな貸切バスの運賃・料金を公示しました。

### 1. 運賃・料金見直しの概要

現在の貸切バスの運賃・料金は、貸切バス事業者が適切に安全への投資を行えるようにすることを目的として平成26年に導入されました。それ以降、今日に至るまで人件費や燃料費等のコストは上昇していることから、これを運賃・料金に反映させ、貸切バス事業者の収入基盤の改善を図ることとしました。

また、現在貸切バス事業者は、1時間当たり及び1km当りの単価の上限額と下限額を国に届け出していますが、貸切バス事業者の創意工夫によって高付加価値なサービスを提供することも可能となるよう、上限額の届出を不要とすることとしました。

#### 【見直しのイメージ】



### 2. 新運賃公示額

新運賃公示額及び現在の運賃額との比較は別紙のとおりです。  
公示内容の詳細は北海道運輸局のホームページからご確認ください。

### 3. 今後のスケジュール

貸切バス事業者には9月25日までに運賃・料金の変更届出の提出を求めるとしており、各貸切バス事業者においては、10月1日までに順次新たな運賃・料金が適用されます。

なお、経過措置として、従来の運賃・料金を前提に利用者と合意している運送については、従前の運賃・料金にて運送できることとします。

<お問い合わせ先>  
自動車交通部 旅客第一課 菅原、館下  
TEL: (011)290-2741

新 一般貸切旅客自動車運送事業の変更命令の検討を必要としない運賃・料金の下限額

(単位:円)

		北 海 道	
		下 限 額	
		キロ制運賃 (1km当たり)	時間制運賃 (1時間当たり)
運賃	大型車	140	5,570
	中型車	120	4,700
	小型車	100	4,030
料金	交替運転者配置料金	10	2,200
	深夜早朝運行料金	時間制運賃及び交替運転者配置料金(時間制料金)の2割	
	特殊車両割増料金	設備や購入価格等を勘案した割増率	

旧 一般貸切旅客自動車運送事業の変更命令の審査を必要としない運賃・料金の額の範囲

(単位:円)

			北 海 道	
			上 限 額	下 限 額
運賃	キロ制運賃 (1km当たり)	大型車	170	120
		中型車	150	100
		小型車	120	90
	時間制運賃 (1時間当たり)	大型車	6,130	4,250
		中型車	5,180	3,580
		小型車	4,450	3,080
料金	交替運転者 配置料金	キロ制料金(1km当たり)	20	10
		時間制料金(1時間当たり)	2,730	1,890
	深夜早朝運行料金		時間制運賃及び交替運転者配置料金(時間制料金)の2割増以内	
	特殊車両割増料金		運賃の5割増以内	